

地域保健福祉課

業務概要	36
1 保健師関係指導事業	38
2 母子保健事業	40
3 成人・老人保健事業	45
4 一人ひとりに応じた健康支援事業	46
5 総合的な自殺対策推進事業	46
6 地域・職域連携推進事業	47
7 栄養改善事業	48
8 歯科保健事業	55
9 精神保健福祉事業	56
10 肝炎治療特別促進事業	64
11 難病対策事業	64
12 受動喫煙対策	69
13 市町村支援	70
14 福祉関係事業	72

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、県民の一人ひとりが生涯を健やか心豊かに暮らせるよう、住民に対し効果的な保健福祉サービスを推進するため管内関係機関と連携を図りながら、以下の事業を実施した。

1 保健師関係指導事業

管内市や関係機関と連携し、保健活動の窓口として地域の調整・支援を行い、広域的・専門的な保健指導業務を行った。

また、保健師の資質向上のため、管内や所内保健師活動状況の把握し研究会や会議を開催し、現任教育に取り組んでいる。

2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、野田市及び関係機関と連携し、例年、母子保健推進協議会をはじめとする母子保健事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、思春期保健事業などを実施している。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延予防対応のため、母子保健推進協議会及び思春期保健事業については、中止することとなった。

また、特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾病医療費助成制度事業等の医療費助成制度の窓口を担当している。

3 成人・老人保健事業

がん対策事業として、松戸健康福祉センターと合同で各市町村のがん検診推進員の育成のための講習会を実施した。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、性別・年齢やライフステージに応じた相談を行った。

5 総合的な自殺対策推進事業

自殺対策事業として、平成 29 年度野田市の自殺計画策定のため研修会等を実施し支援を行った。自殺対策計画は、地域福祉計画に盛り込まれるため、地域福祉計画審議会に委員として参加している。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の関係者が連携し、それぞれが有する保健医療社会資源を相互活用し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指し、地域特性に応じた健康支援体制の構築を図るため平成 19 年度から事業を開始した。平成 26 年度から継続して「食と健康」をテーマに活動を展開している。今年度は、リーフレットの効果的な配付の検討・実施と協力機関の拡大等を行った。

7 栄養改善事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を目的に、野田市等関係機関との連携のもと生活習慣病の発生予防、望ましい食習慣の周知や食環境整備などに取り組んだ。病態別栄養教室では、潰瘍性大腸炎、クローン病を取り上げた。特定給食施設等に対して、健康増進法に基づく栄養管理が実施できるよう、研修会の開催及び個別巡回等を行い、指導及び助言を実施した。

8 歯科保健事業

千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、リーフレット等を活用した歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行った。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として位置付けられている。法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問を行うとともに、市、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発などを実施した。

10 肝炎治療特別促進事業

平成 20 年 4 月より肝炎治療特別促進事業として B 型肝炎・C 型肝炎治療費の助成をしている。

平成 30 年 12 月から肝がん・重度肝硬変の入院医療費の助成を行っている。

11 難病対策事業

原因不明の治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする特定の疾患に対して、患者負担の軽減及び調査研究・患者支援を推進するために実施している。難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は 333 疾病である。

12 市町村支援

市事業が円滑に推進されるよう、各種協議会及び委員会等へ出席した。

13 福祉関係事業

各種法令等に基づき、以下について事業を実施した。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 民生委員・児童委員 | (6) 配偶者暴力相談支援 |
| (2) 児童福祉 | (7) 戦傷病者の援護 |
| (3) 母子・父子・寡婦福祉資金 | (8) 児童手当事務指導監査 |
| (4) 高齢者福祉 | (9) 中核地域生活支援センター |
| (5) 障害者福祉 | 連絡調整会議 |

1 保健師関係指導事業

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、健康福祉センター[保健所]6名（地域保健福祉課3、健康生活支援課3）、野田市30（保健センター26、介護保険4）である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和元年4月1日現在）

(単位：人)

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成 29 年度	34	6	24	0	4	0
平成 30 年度	34	6	24	0	4	0
令 和 元 年 度	36	6	26	0	4	0

(2) 保健所保健師活動

地域住民に対し保健活動を効果的に提供するために、各機関と連携を図り保健師活動を展開した。地域保健福祉課では慢性疾患を有する児とその家族・精神障害者等を、健康生活支援課では難病・結核等を重点に家庭訪問、個別指導等の地区活動を実施した。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和2年3月31日現在）

(単位：件)

区 分 種 別	家庭訪問		訪 問 以 外 の 保 健 指 導				個別の連携 ・連絡調整
			面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総 数	93	212	238	299	1416	-	10(10)
感 染 症	22	24	2	2	126	-	-
結 核	20	115	21	55	156	2	-
精 神 障 害	7	7	4	4	5	-	2(2)
長 期 療 養 児	11	21	113	130	150	-	7(5)
難 病	8	19	15	24	49	-	25(3)
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 疾 病	-	-	10	10	7	-	-
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-
低 出 生 体 重 児 (未 熟 児)	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	25	26	73	74	923	-	-
訪 問 延 世 帯 数	93	212					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和元年 5月17日	事業評価	講演「業務研究のテーマを考えよう！」 講師 千葉県立保健医療大学 雨宮有子准教授	11人
令和元年 11月29日	災害対策	講演「旭市災害時保健活動マニュアル」 講師 旭市保健センター 保健師 講演「野田市防災計画～保健師に期待すること～」 講師 野田市役所 防災安全課 職員	25人
令和2年 1月7日	母子支援	講演「周産期メンタルヘルスケア」 講師 北里大学看護学部 新井陽子准教授 講演「相談支援専門員の役割」 講師 社会福祉法人は一とふる 野田市立こだま学園 職員(相談支援専門員)	28人

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和元年 8月13日	新入者紹介、現任教育、今年度の事業計画	5人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 2月3日	—令和元年度は市川健康福祉センターが担当— 講演「人工呼吸器等と災害対策について」 講師：株式会社フィリップス・ジャパン 中原彰太氏 帝人在宅医療株式会社 高松法子氏・久野翔平氏 講演「災害時保健活動の実働」 講師：市川健康福祉センター 副センター長 福田浩子氏 グループワーク	13人

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
—	令和2年2月27日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため開催中止	—

2 母子保健事業

(1) 母子保健推進協議会

野田保健所管内の母子保健事業の推進のため関係機関との連携・調整を図り共通課題について検討した。今年度は新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止の為、中止とした。

表2- (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
—	—	令和2年3月24日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため開催中止

(2) 産後ケア連絡調整会議

関係機関で情報共有を図り、市が産後ケア事業等を実施するための体制整備を推進するため、千葉県産後ケア推進事業実施要綱に基づき、産後ケア連絡調整会議を母子保健推進協議会と共催で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、中止とした。

表2- (2) 産後ケア連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
—	—	令和2年3月24日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため開催中止

(3) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健に従事する関係者の資質の向上を図る目的で研修会を開催した。

表2- (3) 母子保健関係研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
第1回 母子保健従事者 研修会	10月15日	19名	講演「地域でつくる周産期メンタルヘルス ～松戸と柏での取り組みから～」 講師：たけだメンタルクリニック 武田 直己氏（精神科医） （*精神保健福祉講座と同時開催）
第2回 母子保健従事者 研修会	1月7日	28名	講演「周産期メンタルヘルスケア ～アセスメントと支援方法～」 講師：北里大学看護学 准教授 新井陽子氏 講演「障害福祉サービス利用計画 ～相談支援専門員の役割～」 講師：野田市こだま学園 相談支援専門員 坂美雪氏 （*第3回管内保健師等業務連絡研究会と 同時開催）

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づき、妊娠週別年齢階級別に届出数を計上した。届出数には管外在住者分も含まれている。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上 24 歳 未 満	25 歳 以 上 29 歳 未 満	30 歳 以 上 34 歳 未 満	35 歳 以 上 39 歳 未 満	40 歳 以 上 44 歳 未 満	45 歳 以 上 49 歳 未 満	50 歳 以 上	不 詳
総 数	261	266	211	19	39	41	39	48	25	0	0	0
満 7 週以前	113	121	121	7	17	21	21	34	21	0	0	0
満 8 週～満 11 週	89	76	44	3	10	11	9	9	2	0	0	0
満 12 週～満 15 週	16	20	7	1	1	2	1	2	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	26	28	18	2	6	5	3	1	1	0	0	0
満 20 週～満 21 週	17	21	21	6	5	2	5	2	1	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図っている。また平成 28 年より、助成対象範囲を年齢に応じた助成回数へと変更、男性不妊治療を新たな助成対象としている。

ア 特定不妊治療費助成制度事業

表 2 - (4) - ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年 度	実 件 数	延 件 数	内 訳			
			体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
平成 29 年度	46	73	15	29	0	29
平成 30 年度	62	98	18	37	0	43
令和元年度	49	76	22	24	0	30

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る目的で、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の助成を行っている。

表2- (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年3月31日現在)
(単位: 件)

疾 患 名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 数	157	166	171
1 悪 性 新 生 物	15	16	16
2 慢 性 腎 疾 患	12	11	11
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	6	8	9
4 慢 性 心 疾 患	23	26	29
5 内 分 泌 疾 患	47	52	51
6 膠 原 病	6	3	3
7 糖 尿 病	15	18	17
8 先 天 性 代 謝 異 常	1	2	2
9 血 液 疾 患	2	1	2
10 免 疫 疾 患	1	1	1
11 神 経 ・ 筋 疾 患	15	13	16
12 慢 性 消 化 器 疾 患	11	11	10
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	2
14 皮 膚 疾 患	1	1	1
15 骨 系 統 疾 患	-	1	1
16 脈 管 系 疾 患	-	0	0

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (研修会、講演会、交流会等)

表2- (7) -ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
小児慢性特定 疾病児童等自 立支援研修会	令和元年 10月21日	4名	講演「おなかも心も満足！お手軽ノンオイル料理」 講師：料理研究家 田中可奈子氏 交流会 ちばIBDスタッフ (*病態栄養教室、難病相談事業と同時開催)

イ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－（7）－イ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾 患 名	令和元年度
総 数	21
気道狭窄	11
點頭てんかん	3
両大血管左室起始症	3
ミトコンドリア病	2
乳幼児ミオクリニーてんかん	1
慢性肺疾患	1

ウ 窓口相談事業

表2－（7）－ウ 相談内容

(単位：人)

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相 談 者 数 (延)	281	211	130
申 請 等	137	100	85
医 療	35	20	25
家 庭 看 護	84	35	15
福 祉 制 度	11	25	5
就 労	6	0	0
就 学	3	7	0
食 事 ・ 栄 養	3	10	0
歯 科	1	2	0
そ の 他	4	12	0

エ 訪問相談員派遣事業

令和元年度は実績なし。

(8) 療育費医療制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、令和元年度の申請者は0人だった。

(9) 思春期保健相談事業

思春期における心身の変化及び発達の理解と自己肯定感を高めることを目的に、健康教育を実施した。

表2－（8）－ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
思春期担当者会議	—	—	令和元年度の実施はなし。

表 2 - (8) - イ 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	対象者・参加者数	内 容
思春期講演会	令和元年 11月19日	教員向け 104人	講演『本当にいいの？「寝る間を惜しんで勉強・仕事！」～良い眠りは、人生を変える～ 講師：東京ベイ・浦安市川医療センター CEO 神山潤氏（小児科医）

(10) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優性保護法一時金支給法」が成立したことに基づき、優生手術を受けた者に対して一時金を支給している。令和元年度の実績はなし。

表 - (9) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（センター受付分）

区分 年度	請求受付件数	相談件数（延べ）		
		電話等相談	来所相談	計
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 4 施設・訪問看護ステーション 5 施設がある。（資料編に記載のとおり）

ア 介護老人保健施設実地指導

令和元年度は実地指導なし。

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。松戸健康福祉センターと輪番開催しており、当年度は松戸健康福祉センターが開催した。

表3-（2）がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和元年 7月13日	43人	講演「大腸がんの予防と早期発見」 講師：松戸市立総合医療センター 消化器内科 武田晋一郎副部長 講演「がん相談支援センターについて」 講師：松戸市立総合医療センター がん診療対策室 矢野麻衣子相談員

(3) その他のがん対策事業

ア たばこの健康影響についてポスター掲示や啓発グッズ配布等により啓発を行った。

イ 食品衛生講習会等で飲食店従事者に対して、公共の場・職場における受動喫煙防止対策について啓発した。（4回 363名）

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

(1) 健康教育事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代・性別、健康状態や生活習慣に応じた的確に自己管理できるよう講演会を開催した。

表4－(1) 健康教育事業

開催年月日	健康教室	参加人員
令和元年 10月17日	講演「性との正しい向き合い方を考える」No h o o (野田保健所) 知恵袋 ～よりよく生きていくために～ 講師 野田健康福祉センター 健康生活支援課 保健師 組田ゆきの氏 (*青少年に対するエイズ等性感染症対策事業と同時開催)	200人

(2) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じた。

表4－(2) 健康相談実施状況(電話)

(単位:件)

年度	区分	男性	女性	総数
	平成29年度		21	15
平成30年度		12	25	37
令和元年度		2	9	11

5 総合的な自殺対策推進事業

- ・令和元年11月27日 令和元年度第1回自殺対策相談支援者研修会に出席
テーマ「大規模災害と自殺」「子ども・若者と自殺」
- ・令和2年1月15日 令和元年度自殺対策相談支援者研修会(兼精神保健福祉担当者研修)に出席
テーマ「千葉県におけるDPAT体制整備について～台風15号・19号被災の経験をふまえて～」 「援助者のこころのケア」

6 地域・職域連携推進事業

表6－(1) 野田地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和2年2月7日	17人	1 令和元年度野田健康づくり協議会活動報告について 2 令和2年度野田健康づくり協議会活動計画について

表6－(2) 野田地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和元年5月31日	10人	1 昨年度実績報告について 2 今年度活動計画について 3 リーフレット編集会議
令和元年9月6日	13人	1 事業の進捗状況について 2 各施設における健康づくり取組の活用について
令和元年12月20日	13人	1 今年度の実績報告について 2 次年度の活動計画について

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和元年5月12日	看護の日イベント（野田市内の病院主催） 市民向けリーフレットや啓発グッズを300人に配布
令和元年12月7日	健康セミナー 参加者：169名（野田市小中学校PTA連合会員） 講演「こころとからだの健康増進に対する身体活動の効果」 講師：東京理科大学 理工学部教養 柳田信也准教授 実技「シブソージー～L脳を混乱させる運動をして、集中力を高めよう！～」 講師：ルネサンス野田 フィットネストレーナー
令和元年9月18日	健康講演会 参加者：71名（市内事業所及び一般市民） 講演「職場における受動喫煙対策」 講師：野田ライフケアセンタークリニック 医師 講演「改正健康増進法について」 講師：千葉県庁職員 実技「スモーカーライザー体験」 講師：小張総合病院 職員（保健師）
令和元年10月20日	野田市健康づくりフェスティバル 来場者：844人 内容 パネル展示、リーフレット配布、アンケート調査
随時	市民向けリーフレット作成及び配布9500枚 事業所向けリーフレット作成及び配布5700枚

7 栄養改善事業

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

健康増進事業では、県民からの来所や電話による栄養相談等及び、住民や関係者のニーズに応じて、潰瘍性大腸炎・クローン病の病態栄養教室、健康づくり教室を開催し、正しい知識の普及啓発に努めた。

また、管内事業所が適正な食品表示を実施できるよう、相談等に対応した。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養 指導	(再掲)	(再掲)	運動 指導	(再掲)	休養 指導	禁煙 指導	その他	栄養 指導	(再掲)	運動 指導	(再掲)	休養 指導	禁煙 指導	その他
			病態別 栄養 指導	訪問に よる栄養 指導		病態別 運動 指導					病態別 栄養 指導		病態別 運動 指導			
実施数	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	/	/	/	/	—	—	—	/	/	/	/	—
	20歳未満 (妊産婦・乳 幼児を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	2	1	—	—	—	—	—	—	145	4	163	—	—	71	—
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	/	/	/	/	—	—	—	/	/	/	/	—
	20歳未満 (妊産婦・乳 幼児を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以 (妊産婦を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

参照 (地域保健・健康増進事業報告作成要領)

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	—	1	—	—	—
病態別運動指導	—	—	—	—	—	—

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
I B D講演会	令和元年 10月21日	潰瘍性大腸炎・クローン病患者（発病から5年以内の者）とその家族等	4	講演「おなかも心も満足！お手軽ノンオイル料理」 講師：料理研究家 田中可奈子氏 交流会 ちばI B Dスタッフ （*難病相談事業、小児慢性特定疾患児童等自立支援事業と同時開催）

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地域における健康づくり研修会	令和元年 12月7日	野田市小中学校PTA A連合会会員	169	講演「こころとからだの健康増進に対する身体活動の効果」 講師：東京理科大学 理工学部 教養 柳田信也准教授 実技「シブソビ〜L脳を混乱させる運動をして、集中力を高めよう！〜」 講師：ルネサンス野田 フィットネストレーナー

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
該当なし	—	—

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	34	36	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第31条第1項 (虚偽誇大広告)		1	1	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		-		1(1)	8(8)	学生実習
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	-		1	8	学生実習
	特定保健用食品	-		1	8	学生実習
	栄養機能食品	-		1	8	学生実習
	機能性表示食品	-		1	8	学生実習
	その他※	-		1	8	学生実習
健康増進法第31条第1項 (虚偽誇大広告)		1		1	8	学生実習
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-		-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	- (-)	- (-)
	機能性表示食品	1	4
	その他	-	-
健康増進法第31条第1項 (虚偽誇大広告)		1	1
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品許可取り扱い件数(単位:件)

内 容	取扱件数
新規許可申請受付	－(－)
消滅事由該当届出数	－(－)
申請・表示事項変更届出数	1(1)

()内は、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(エ) 特別用途食品に対する検査・指導件数(単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
9(9)	－(－)	－(－)

()内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
－	－	のだ健康づくりリーフレット	18	9,000

(2) 給食施設指導

特定給食施設等79施設に対し、適切な栄養管理が実施できるよう、指導及び助言を個別で実施した。

また、施設状況や栄養管理状況の報告を求め、得られた情報を基に、集団指導を2回実施した。

給食施設状況

表7－(2) 給食施設状況

(単位:件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	管理 栄養士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管理 栄養士 数		
79	29	32	17	38	27	24	35	9	1	8	77	45

ア 給食施設指導状況

表 7 - (2) - ア 給食施設指導状況

(単位 : 件)

区 分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1 回 300 食 以上 又は 1 日 750 食 以上	1 回 100 食 以上 又は 1 日 250 食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	78	19	41	18
		その他指導施設数	25	2	13	10
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回 数	2 ※1	2	2	2
		延 施 設 数	90	18	51	21
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	-	-	-	-
		延 人 員	-	-	-	-

※1 特定給食施設・その他の給食施設に向け合同で研修会を 2 回開催

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	79	78	29	29	17	17	24	24	9	8	
指定施設①	計	1	1			1	1				
	学校										
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
300食/回, 750食/日以上 (指定施設①を除く) ②	計	18	18	10	10	3	3	5	5		
	学校			10	10	1	1	4	4		
	病院					2	2				
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所							1	1		
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
100食/回, 250食/日以上 (①、②を除く)	計	41	41	12	12	11	11	14	14	4	4
	学校			2	2			3	3		
	病院					4	4				
	介護老人保健施設			3	3	1	1				
	老人福祉施設			4	4	5	5				
	児童福祉施設			2	2	1	1	11	11	2	2
	社会福祉施設										
	事業所			1	1					2	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
その他の給食施設	計	19	18	7	7	2	2	5	5	5	4
	学校			1	1						
	病院			1	1						
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設			2	2	1	1	1	1		
	児童福祉施設			2	2			3	3	2	2
	社会福祉施設			1	1	1	1	1	1		
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他									3	2	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	3	-	15
指導数	6	-	7

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設従事者研修会	令和元年 6月18日	給食施設従事者及び関係職員	62	講話「給食施設における衛生管理について」 講師 健康づくり支援課 食品衛生監視員 情報提供 「健康増進法改正に伴う受動喫煙対策について」 担当 地域保健福祉課 たばこ担当
給食施設栄養士研修会	令和2年 2月10日	給食施設に從事する管理栄養士・栄養士	49	講話「給食施設における日本人の食事摂取基準（2020年版）の活用について」 講師 女子栄養大学 教授 上西 一弘 氏

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-（3）-ア 健康ちば協力店登録状況

31年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
0	0	2	22（内取消9店）	13

表7-（3）-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	-	13	13	13	-	-
集団指導	-	-	-	/	/	-	-
合計	-	-	13	/	/	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
-	-	-	-	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
-	-	/	/	-

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養士業務連絡会	2	10	(1)各所属平成31年度事業計画について (2)講演「災害時の保健活動について」 *保健師管内研と合同開催

※ 市町村(在宅)栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成29年度	23	16	69.6	35	7	4
平成30年度	16	9	56.3	35	7	10
令和元年度	26	15	57.7	28	14	8

8 歯科保健事業

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

令和元年度は実施していない。

9 精神保健福祉事業

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

精神科病院3施設、精神科、心療内科を標榜する診療所は2施設ある。また精神科デイケアが2ヶ所の精神科病院で開設されている。

管内の患者で県内精神科病院へ入院している割合（人口万対入院患者数）は25.7人であり、県全体の16.1人と比較して高かった。

表9－(1)－ア 管内病床数・入院患者の状況（令和元年6月30日現在）（単位:件）

年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 院 患 者 数 の	入 院 患 者 数 対 人 口 万 対	管内の患者の入院先（再掲）					
							圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への 入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%		
平成29年度	152,976	3	743	48.6	386	25.2	331	85.8	39	10.1	16	4.1
平成30年度	152,707	3	743	48.7	385	25.2	334	86.8	36	9.4	15	3.9
令和元年度	152,623	3	743	48.7	393	25.7	344	87.5	36	9.2	13	3.3
県全体	5,297,933	43	11,017	20.8	8,514	16.1	4,692	55.1	975	11.5	1,873	22.0

(注) 1 人口は、各年7月1日現在。（千葉県毎月常住人口調査による）

表9－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況（単位:件）

種別 年度	医療保険 入院届 (家族等の同)	応急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期症状 報告書	医療保険 入院定期 病状報告	その他
平成29年度	255	—	253	5	4	353	0
平成30年度	243	—	223	12	6	381	0
令和元年度	229	—	280	16	3	369	0

※ 1 その他は、転院許可申請(0)件、仮退院申請(0)件、再入院届(0)件の合計

(2) 措置入院関係

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第22条から法第26条の3に基づく申請、通報、届出等について、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し、入院措置をする等、緊急かつ優先的対応が求められている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

処理 申請・通報 届出件数	申請の必要が ないと認めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
		法第29条 該当症状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条の2 該当症状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成29年度	100	85	13	-	3	-	-	-	-	9
平成30年度	54	39	10	1	3	2	-	1	-	5
令和元年度	59	39	17	0	3	8	0	0	-	8
法第22条 一般人からの申請										
法第23条 警察官からの通報	53	34	16		3	8				8
法第23条 警察官からの通報	1	0	1							
法第25条 保護観察所の長からの通報										
法第26条 矯正施設の長からの通報	5	5								
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出										
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療機関 管理者及び保護観察所長からの通報										
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察										

- ※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計
- 2 「法第29条の2該当症状の者」は、法第27条の診察を受けた者の内数
- 3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

病名 年度	総 数	統 合 失 調 症 F2	気 分 障 害 F3	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等 F4	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害 F6	知 的 障 害 F7	て ん か ん G40	そ の 他 精 神 障 害	そ の 他	
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他							
				F0		F1		F10							F15
				F00 ～ F03	F04 ～ F09										
平成29年度	16	10	-	1	2	-	-	-	2	1	-	-	-	-	
平成30年度	14	8	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	
令和元年度	20	10	3	1	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	
診察 実施	要措置	17	10	3	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	
	不要措置	3	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
緊急措置診察実施 不要措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名
- 2 その他には病名不詳を含む。
- 3 F0～F9、G40 は、世界保健機関 (WHO) の国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数 (各年3月31日現在) (単位：人)

入院期間 年度	総数	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成29年度	13	12	1	-	-
平成30年度	10	10	-	-	-
令和元年度	17	15	2	-	-

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（各年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 以上	不明	
相談	5	1	4	0	0	1	4	0	0	16
訪問	13	9	4	0	0	2	9	2	0	35
電話	31	16	15	0	1	6	17	7	0	433

(3) 医療保護入院のための移送（法34条）

指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急指定病院に移送することができる制度である。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

年度 区分	受付件数	指定医の診療件数	移送件数
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	-	-	-

(4) 自立支援医療（精神通院）及び保健福祉制度関係

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療（精神通院医療）ならびに「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定されている精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。

表9－(4)－ア 自立支援医療（精神通院医療）利用者数（各年3月31日時点）
（単位：人）

年度・市町村	利用者数
平成29年度	2,010
平成30年度	2,142
令和元年度	2,249

表9－(4)－イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）
（単位：人）

年度・市町村	級	計	1級	2級	3級
平成29年度		1,131	230	649	252
平成30年度		1,204	228	697	279
令和元年度		1,322	237	764	321

（注）平成14年から自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉手帳の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。

表9－(4)－ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況（単位：件）

年度	区分	生計同一証明書 常時介護証明書 発行件数
平成29年度		7
平成30年度		9
令和元年度		1

（5）精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神疾患とその治療、ストレスをはじめとする心の健康に関する相談、必要に応じた訪問活動を行っている。また、精神科嘱託医師による定例相談を月2回実施している。この他、精神保健福祉相談員等の保健所職員による相談（面接・電話）、訪問支援を随時実施している。

表9－(5)－ア 精神科嘱託医による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第2 金曜日	14:00～16:00	健康福祉センター（保健所）
毎月 第4 金曜日	14:00～16:00	

表9－(5)－イ 対象者の性・年齢 (単位：人)

区分	性・年齢 実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成29年度	45	21	24	-	2	11	17	14	1	270
平成30年度	59	31	28	-	6	17	19	14	3	154
令和元年度	58	27	31	-	4	15	27	11	1	154
野田市	55	26	29	-	4	14	25	11	1	141
管外・不明	3	1	2	-	-	1	2	-	-	13
相談	39	21	18	-	3	11	16	8	1	76
訪問	19	6	13	-	1	4	11	3	-	78

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

※2 電話相談は計上していない。

表9－(5)－ウ 電話・メール相談延件数 (単位：件)

	計	男性	女性	不明
電話	850	410	434	6
メール	0	0	0	0

表9－(5)－エ 相談の種別(延数) (単位：件)

区分	種別	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブル相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診察に関するこ	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒							
平成29年度		66	0	0	0	58	0	-	-	-	2	2	0	-	4	
平成30年度		154	56	15	39	23	3	-	-	1	7	4	2	-	4	
令和元年度		154	53	25	34	23	5	0	0	0	6	1	2	0	5	
相談	計	76	33	8	12	8	3	0	0	0	5	1	1	0	5	
	男	41	24	2	7	3	1	0	0	0	1	1	1	0	1	
	女	35	9	6	5	5	2	0	0	0	4	0	0	0	4	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問	計	78	20	17	22	15	2	0	0	0	1	0	1	0	0	
	男	24	8	4	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	女	54	12	13	15	10	2	0	0	0	1	0	1	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表9－(5)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

年度	種別	総 数	医学的 指導	受 療 援 助	生 生 活 活 指 支 導 援	社会 復 帰 援 助	紹 介 ・ 連 絡	方 関 針 係 協 機 議 関 調 整	そ の 他
平成29年度		529	6	25	94	40	79	154	131
平成30年度		233	15	17	46	17	44	80	14
令和元年度		260	27	17	40	17	32	108	19

(注) 援助内容は重複あり

表9－(5)－カ 精神障害者の退院後支援相談対象者 (単位:人)

支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
3	2	0	2

*「精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき対象者支援を開始したが、計画に基づく支援者2人は退院日未定のため会議を開催できなかった。

(6) 地域精神保健福祉関係

管内の精神保健福祉に関する課題の検討と推進、関係機関の連携強化を図ることを目的として、管内精神科病院長、社会復帰施設長等出席のもと、地域精神保健福祉連絡協議会を実施した。併せて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議を開催し、同実務者会議の報告及び事業目標について協議し、同システムの構築を図った。

管内の精神保健福祉を円滑に促進するために、関係機関職員向けに母子保健事業と共催で講演会を開催した。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
地域精神保健福祉連絡協議会(千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議)	令和2年 1月30日	19人	管内関係機関職員等

表9－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実人数	延人数	
精神保健福祉講座	令和元年 10月15日	13人	13人	「地域でつくる周産期メンタルヘルス～松戸と柏での取り組みから～」と題した講演会 *母子保健従事者研修会と同時開催

表9－(6)－ウ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	1	0	0	1

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失又は心神耗弱（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。実施主体は保護観察所である。会議に出席し地域処遇の検討に加わる他、自宅や通所先等への訪問支援を行っている。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	1	4	0

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、健康福祉センター（保健所）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議(CARE PROGRAM APPROACHの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

(8) その他

自立支援協議会や、精神科病院・地域包括支援センター等からの依頼により事例検討会議・個別支援会議等に参加し、各関係機関との連携と精神保健福祉に関する普及啓発に努めている。

名称	回数	内容
生活困窮者自立支援事業支援調整会議	8	事例検討
地域生活支援センターすみれ地域連携会議	1	事例検討・事例検討等
野田市自立支援協議会	2	事例検討・情報交換等

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充している状況である。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

治療 年度	核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
平成29年度	75	0	31
平成30年度	71	0	25
令和元年度	68	0	18

11 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患(56疾患)の患者に対し、医療費助成していたが、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行され、厚生労働大臣の定める疾患に拡大された。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表11－(1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

疾患名	年 度		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
総 数	3	3	3
5 スモン	3	3	3

表 11－（2）指定難病医療費助成制度受給者状況

（単位：件）

疾患名	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
	総 数	1,082	1,095	1,124
2 筋萎縮性側索硬化症		15	16	14
3 脊髄性筋萎縮症		1	1	1
5 進行性核上性麻痺		6	11	9
6 パーキンソン病		124	125	121
7 大脳皮質基底核変性症		4	4	6
8 ハンチントン病		1	1	1
11 重症筋無力症		23	26	29
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎		15	16	17
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー		5	5	4
16 クロウ・深瀬症候群		1	2	2
17 多系統萎縮症		17	19	20
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		37	41	41
19 ライゾーム病		1	1	1
22 もやもや病		8	8	8
23 プリオン病		-	1	1
28 全身性アミロイドーシス		2	4	4
34 神経線維腫症		4	2	2
35 天疱瘡		7	9	10
36 表皮水疱症		1	1	1
37 膿疱性乾癬（汎発型）		-	1	1
40 高安動脈炎		5	5	5
41 巨細胞性動脈炎		-	-	1
42 結節性多発動脈炎		5	5	5

疾患名	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
43 顕微鏡的多発血管炎		11	11	12
44 多発血管炎性肉芽腫症		1	2	2
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		3	3	4
46 悪性関節リウマチ		10	10	10
47 バージャー病		3	3	1
49 全身性エリテマトーデス		86	84	85
50 皮膚筋炎/多発性筋炎		22	26	25
51 全身性強皮症		41	41	41
52 混合性結合組織病		5	5	4
53 シェーグレン症候群		20	20	21
54 成人スチル病		4	5	7
55 再発性多発軟骨炎		1	1	1
56 ベーチェット病		21	22	21
57 特発性拡張型心筋症		23	25	25
58 肥大型心筋症		2	2	3
60 再生不良性貧血		11	11	14
61 自己免疫性溶血性貧血		1	1	-
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症		3	4	5
63 特発性血小板減少性紫斑病		19	16	13
64 血栓性血小板減少性紫斑病		-	-	1
65 原発性免疫不全症候群		3	2	2
66 IgA 腎症		7	9	10
67 多発性嚢胞腎		8	10	14

疾患名	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
68 黄色靱帯骨化症		5	5	7
69 後縦靱帯骨化症		40	41	42
70 広範脊柱管狭窄症		4	3	3
71 特発性大腿骨頭壊死症		24	26	24
72 下垂体性 ADH 分泌異常症		2	2	1
73 下垂体性 TSH 分泌亢進症		1	2	1
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症		1	1	1
75 クッシング病		1	1	1
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		3	3	3
78 下垂体前葉機能低下症		19	18	15
84 サルコイドーシス		13	11	12
85 特発性間質性肺炎		17	20	23
86 肺動脈性肺高血圧症		7	8	8
88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症		4	5	4
90 網膜色素変性症		45	42	43
92 特発性門脈圧亢進症		-	1	1
93 原発性胆汁性胆管炎		32	31	25
94 原発性硬化性胆管炎		1	1	2
95 自己免疫性肝炎		10	8	10
96 クローン病		39	41	46
97 潰瘍性大腸炎		189	166	176
107 若年性特発性関節炎		-	1	1
109 非典型溶血性尿毒症症候群		1	1	1

疾患名	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
111 先天性ミオパチー		-	1	-
113 筋ジストロフィー		-	-	1
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		2	2	1
127 前頭側頭葉変性症		2	2	2
156 レット症候群		-	-	1
158 結節性硬化症		1	1	2
161 家族性良性天疱瘡		2	2	2
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）		1	2	2
167 マルフアン症候群		1	1	1
168 エーラス・ダンロス症候群		-	1	1
214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		1	1	1
220 急速進行性糸球体腎炎		3	3	3
221 抗糸球体基底膜腎炎		-	1	1
222 一次性ネフローゼ症候群		10	8	7
226 間質性膀胱炎（ハンナ型）		1	1	1
227 オスラー病		-	-	1
237 副腎皮質刺激ホルモン不応症		1	-	-
240 フェニルケトン尿症		3	3	3
266 家族性地中海熱		1	1	2
271 強直性脊椎炎		3	3	3
283 後天性赤芽球癆		1	2	2
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		-	-	1
296 胆道閉鎖症		-	-	1

疾患名	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
300 IgG4 関連疾患		1	2	3
301 黄斑ジストロフィー		2	2	2
305 遅発性内リンパ水腫		-	-	1
306 好酸球性副鼻腔炎		1	1	3
331 特発性多中心性キャッスルマン病		-	-	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 11- (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位: 人)

年度	総数
平成 29 年度	11
平成 30 年度	10
令和 元年度	9

1.2 受動喫煙対策

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成 30 年 7 月に成立し、令和元年 7 月 1 日から学校・病院等においては原則敷地内禁煙、令和 2 年 4 月 1 日から飲食店・職場等において原則屋内禁煙が義務づけられた。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行った。

表 13- (1) -ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	15	4	11	-	-	-

表 13- (1) -イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	-	-	-	-	-	-

1 3 市町村支援

野田市からの委嘱等を受け協議会及び委員会等に、広域的・専門的立場で参加した。

(1) 市町村への支援状況

表 1 2 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テー マ
野 田 市	野田市自立・障がい者差別解消地域支援協議会	2	課	地域における障がいのあるので困難事例への対応のあり方に関する協議や調整等、地域の関係機関による連携及び支援体制を図る
	野田市自立・障がい者差別解消地域支援協議会 野田市子ども部会	4	保精	上記協議会の専門部会 障がいを持つ子供たちへの支援体制の構築と関係機関の情報交換
	野田市高齢者虐待防止ネットワーク 代表者会議	1	課	高齢者虐待対応状況について
	野田市人権施策推進協議会	1	課	人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査・審議
	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	6	課	地域包括ケアシステムの強化のための計画の策定
	野田市特別支援教育連携協議会	3	課	障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備の促進を図る
	野田市地域福祉計画審議会	1	課	地域住民・関係機関・行政等がお互いに地域社会の構成員として地域福祉を推進する。
	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会	1	課	DV事例報告 関係機関の情報交換

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

項目	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主なテーマ
市町村 野 田 市	野田市要保護児童対策地域協議会	2	医	平成30年度活動報告及び啓発活動実績について 野田市の児童虐待について 令和2年度事業計画(案)について
	野田市小児期における生活習慣病対策委員会	1	課	令和元年度生活習慣病対策事業報告 令和元年度「サマースクール」実施報告 令和2年度生活習慣病対策事業について
	野田市保健医療問題審議会	1 1	医 課	第2次野田市食育推進計画の策定について

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

1 4 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進に努めることを本務して、自主的な活動を行っている。市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表13- (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和2年3月31日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 29 年度	206	187	16	203	91	112
平成 30 年度	206	187	16	203	89	114
令和元年度	206	187	16	203	88	115

(2) 児童福祉

「児童福祉法」により児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とし、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給する。また、家庭で監護されている障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父若しくは母、又は養育者に対して手当を支給している。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」により、母子・父子家庭等の経済的自立とその児童(子)の福祉向上を図るため、母子・父子自立支援員が相談指導に当たるとともに、資金の貸付を行っている。

ア 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親、または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当認定事務は平成14年8月市に移譲されている。

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当の認定及び支給を行った。

表 1 3 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 29 年度	286	33	14	78	176	1	-	112	188
平成 30 年度	281	32	12	78	173	2	-	112	185
令和元年度	271	38	17	79	153	1	-	118	170

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。平成 27 年 8 月から父子家庭も貸付の対象となったが、当センターでは母子家庭への貸付のみで、父子家庭、寡婦家庭の貸付は申請がない。

表 1 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 29 年度	-	-	1,908 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 30 年度	-	-	5,280 (2)	-	-	-	-	-	-	-	580 (1)	-
令和元年度			3,360 (1)								348 (1)	

(4) 高齢者福祉

平成 27 年国勢調査によれば野田市の 65 歳以上人口は 27.9%であり高齢化が急激に進展している。

満百歳者に対し、祝品等の贈呈事業や公的年金を受給していない老人福祉施設入所者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈した。

表 1 3 - (4) - ア 百歳者 (単位:人)

市町村	区分	百歳者	左の内訳	
			男	女
	平成 29 年度	27	3	24
	平成 30 年度	23	2	21
	令和元年度	24	3	21

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金等を受給していない人に対し法外援護給付金を支給する事務を行った。

表 1 3 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 29 年度	13	573,400
平成 30 年度	10	498,200
令和元年度	8	451,200

(5) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(以下、障害者条例)」に基づき、平成 19 年から健康福祉センターの所管区域ごとに広域専門指導員が知事から委嘱されている。障害のある人への差別に関する相談、個別の事案解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げるための周知活動を行っている。

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して、市へ補助金を交付するとともに在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に市が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 1 3 - (5) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 29 年度	128	6,725,375	—	—
平成 30 年度	143	7,157,875	—	—
令和元年度	145	7,036,775	—	—

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度身体障害児・者に対し、日常生活用具の取付に必要な経費を助成した。

表 1 3 - (5) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 29 年度	5	移動又は移乗支援用具他	106,560
平成 30 年度	4	聴覚障害者用情報受信装置	32,400
令和元年度	4	移動又は移乗支援用具他	81,600

ウ 障害者差別相談事業

障害者条例に基づき、当健康福祉センターに広域専門指導員が平成 19 年から駐在、平成 24 年度から駐在ではなく移管され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動をしている。

表 1 3 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の 相談件数	その他の 相談件数	条例周知 活動
		電話	来所面接	訪問面接	連絡・調整 関係機関	事例検討会・ 会議	その他			
平成 29 年度	0	0	—	—	—	—	—	2	2	
平成 30 年度	0	0	—	—	—	—	—	5	65	
令和元年度	1	1	—	—	—	—	—	2	116	

エ 地域相談員の委嘱

知事に委嘱された地域相談員は福祉、雇用、教育など様々な分野に関して地域の身近な窓口として相談に応じている。

表 1 3 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 29 年度	7	4	7	18	7	11
平成 30 年度	7	4	6	17	7	10
令和元年度	7	4	5	16	7	9

(6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて当センターは配偶者暴力相談支援センターに指定され、DV相談員が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表 1 3 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成 29 年度	13	8	0	8	0	0	0	0	13	8	0	8
平成 30 年度	11	7	0	7	3	3	0	3	8	4	0	4
令和元年度	27	17	0	17	4	3	0	3	23	14	0	14
区 分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成 29 年度	—	1	—	1	1							
平成 30 年度	—	—	—	2	—							
令和元年度	0	3	0	0	0							

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付券・修理券の交付事務や乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及びJ R乗車券の引換証(変更)の交付を行った。

表 1 3 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
平成29年度	4	4	—	—
平成30年度	2	—	—	—
令和元年度	2	1	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦傷病者又は戦没者遺族の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣から委託されている。

表 1 3 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	管内(野田市)	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づく児童手当の認定・支払事務をおこなっている市に対し、事務等が適正かつ円滑に行われるよう指導監査を行っている。(隔年)

表 1 3 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成29年度	平成30年度	令和元年度
野田市	—	2月	—

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

平成16年10月から社会福祉法人「いちいの会」が県からの委託をうけ、「中核地域生活支援センターのだネット」が活動している。連絡調整会議では「野田圏域中核地域生活支援センター連絡調整会議運営要綱」に基づき地域の関係機関や関係者を招聘し、圏域の福祉ニーズ及び福祉資源の把握、地域福祉の課題の整理等を実施した。

表11-(9)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和2年2月13日
場所	野田健康福祉センター
内容	令和元年度の実績報告、活動報告、質疑応答等
構成員・参加者人数	保健所圏域関係機関・団体職員等 26名

表11-(9)-イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況
実施なし。

